

## ストックホルム条約第11回締約国会議（COP11）の結果の概要

令和5年5月16日

## 1. 会議の概要

2023年5月1日～5月12日（現地時間）にジュネーブ（スイス連邦）において、残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約（POPs条約）の第11回締約国会議（COP11）が開催され、新たに「デクロランプラス」「UV-328」「メトキシクロル」を同条約の附属書A（廃絶）に追加することが決定されました。これらの物質については、今後、国際的に協調して製造・使用等の廃絶に向けた取組を行うこととなります。また、「デカブロモジフェニルエーテル」、「短鎖塩素化パラフィン」等についての個別の適用除外及び認められる目的の見直し、条約の有効性の評価などについて、議論が行われました。

## 2. 会議の主な結果

## (1) 条約上の規制対象物質の追加

ストックホルム条約締約国会議の下に設置された残留性有機汚染物質検討委員会（POPRC）の第17回会合（2022年1月）及び第18回会合（2022年9月）における検討結果を受け、POPRCから今次締約国会議に対して条約の附属書A（廃絶）への追加の勧告が行われた3物質について、適用除外の要否、対象物質の定義等が議論された結果、下記の表のとおり、附属書への追加が決定されました。今後、附属書Aに追加される物質については、製造・使用等の廃絶に向けた取組を、条約の下、国際的に協調して行うこととなります。

## ○附属書Aへの追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
デクロランプラス	難燃剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定<sup>注</sup>あり)</li> <li>—航空宇宙（使用のみ）</li> <li>—宇宙及び防衛産業（使用のみ）</li> <li>—医療画像及び放射線治療に用いる機器及び設備（使用のみ）</li> <li>—以下の物品の交換用部品及び修理のための使用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空宇宙</li> <li>・宇宙</li> <li>・防衛</li> <li>・自動車</li> <li>・固定式産業機械</li> <li>・海洋、庭園、森林及び屋外のパワー機器</li> <li>・分析、計測、管理、モニタリング、試験、製造及び検査に用いる計</li> </ul> </li> </ul>

		器 ・医療機器 ・体外検査用機器
UV-328	紫外線吸収剤	・製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定 <sup>注)</sup> あり) ー自動車部品 ー自動車、工学機械、鉄道及び大型鉄製構造物の被覆に使用する産業用設備及び大型鉄製構造物の重防食被覆 ー採血管の内部の機械的分離機構 ー偏光器の内部のトリアセチルセルロース製フィルム ー印画紙 ー以下の物品の交換用部品 ・自動車 ・固定式産業機械 ・分析、計測、管理、モニタリング、試験、製造及び検査に用いる計器の液晶ディスプレイ ・医療機器及び体外検査用機器の液晶ディスプレイ
メトキシクロル	殺虫剤	・製造・使用等の禁止 (特定の用途を除外する規定なし)

注) 個別の適用除外の規定については、その効力が発効した日から5年を経過した時点で、その適用除外の効力が失われます。

なお、上記の適用除外のうち、デクロランプラの「物品の交換用部品及び修理のための使用」及びUV-328の「物品の交換用部品」については、対象物品の種類に応じて、①最長2044年までの適用除外が認められる、②対象物品の耐用年数まで認められ、2041年までのCOPにおいてその必要性が評価される、のいずれかの扱いとされています。

(備考) 上記の表中の情報は省略・簡素化しているため、規制内容の詳細については、下記の条約事務局のホームページから会議文書をご覧ください。

POPs 条約ホームページ

(<http://chm.pops.int/TheConvention/ConferenceoftheParties/Meetings/COP11/tabid/9310/Default.aspx>)

(2) 過去に附属書に追加された物質の個別の適用除外及び認められる目的の見直し

ストックホルム条約の附属書A又は附属書B(制限)に掲載された物質には、個別の適用除外及び認められる目的(附属書Bのみ)が認められている場合があります。今回の締約国会議では、これらの規定が引き続き必要か検討を行いました。その結果、2017年の第8回締約国会議(COP8)で附属書A(廃絶)に追加された「デカブロモジフェニルエ

ーテル（decaBDE）」（主な用途：難燃剤）の建築物断熱用のポリウレタンフォーム及び抗炎症特性を必要とする繊維製品（衣類及び玩具を除く）に関する適用除外及び「短鎖塩素化パラフィン」（主な用途：難燃剤）の製造及び使用に関する適用除外については、締約国からの登録がないことから、2023年12月18日以降に適用除外は認められなくなる見込みであることが報告されました。また、decaBDEの個別の適用除外の登録を行った締約国は、その必要性に関する追加の情報を2024年12月31日までに提出するよう、締約国に対して求めることとなりました。追加情報は、2025年に開催予定の第12回締約国会議（COP12）で検討される予定です。

### （3）条約の有効性の評価

条約の有効性評価については、第3回全球モニタリング報告書及び第2回有効性評価報告書が提出され、その結論及び勧告を踏まえて、改善を実施していくことが合意されました。また、2025年開催予定のCOP12における第3回有効性評価に向けたプロセス開始等に係る決議がなされました。

我が国としては、引き続き、的確な国別報告書の提出、環境モニタリング調査により得られたデータの提供、東アジアPOPsネットワークにおける活動等を通じて貢献を行っていきます。